## 令和7年度財源率一覧表

【標準報酬の月額または標準期末手当等の額に対する率】

【単位:‰(千分率)】

区分			一般組合員	短期組合員	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	後期高齢者等 短期組合員	市町村長 長期組合員	継続長期組合員 (退職派遣者)	任意継続組合員
短期経理	短期給付	掛金率	45.7	45.7	45.7	45.7	2.52	2.52	2.52	_	91.4
		負担金率	45.7	45.7	45.7	45.7	2.52	2.52	2.52	_	_
		調整負担金率	0.1	0.1	0.1	0.1	-	_	_	_	_
		育児・介護休業手当金に 係る公的負担金率	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	_	_
	護 保	掛金率	8.3	8.3	8.3	8.3	_	_	_	_	16.6
		負担金率	8.3	8.3	8.3	8.3	_	_	_	_	_
保健経理	福祉	掛金率	1.8	1.8	1.8	1.8	_	_	_	_	-
	事業	負担金率	1.8	1.8	1.8	1.8	_	_	_	_	_
保険経理	. 厚	組合員保険料率	91.5	_	91.5	91.5	_	_	_	91.5	-
	生年	負担金率	91.5	_	91.5	91.5	_	_	_	91.5	_
	金	基礎年金に係る公的負 担金率	41.5	_	41.5	41.5	_	_	_	41.5	_
年金	退	掛金率	7.5	_	7.5	7.5	7.5	_	7.5	7.5	-
年金経理		負担金率	7.5	_	7.5	7.5	7.5	_	7.5	7.5	_
長期経理	経過的	負担金率	0.0939	_	0.0939	0.0939	0.0939	_	0.0939	0.0939	_

<sup>\* 「</sup>短期分」の「掛金率」及び「負担金率」の合計には、特定保険料率に相当する財源率(高齢者医療制度への支援金等の充当分)35.30%を含みます。

<sup>\* 「</sup>継続長期組合員(退職派遣者)」は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員です。

<sup>\* 「</sup>長期組合員」、「後期高齢者等短期組合員」及び「市町村長長期組合員」は、75歳以上の方が該当します。

<sup>\* 「</sup>介護保険」の「掛金率」及び「負担金率」は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

<sup>\*「</sup>厚生年金保険経理」の「組合員保険料率」、「負担金率」及び「基礎年金に係る公的負担金率」は、70歳未満の組合員が対象です。

<sup>\* 「</sup>短期組合員」は長期給付が適用されないため、長期給付に係る負担はありません。